

別表1 併合判定参考表

障害の程度	番号	区分	障害の状態
1 級	1 号	1	両眼が失明したもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が 100 デシベル以上のもの
		3	両上肢を肘関節以上で欠くもの
		4	両上肢の用を全く廃したもの
		5	両下肢を膝関節以上で欠くもの
		6	両下肢の用を全く廃したもの
		7	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
		8	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		9	精神の障害で日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		10	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
		11	両上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
		12	両上肢のすべての指の用を全く廃したもの
		13	両下肢を足関節以上で欠くもの
2 級	2 号	1	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
		2	平衡機能に著しい障害を有するもの
		3	そしゃくの機能を欠くもの
		4	音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの
		5	両上肢のすべての指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
		6	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	3 号	1	両耳の平均純音聴力レベル値が 90 デシベル以上のもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が 30% 以下のもの
		3	両上肢のすべての指の用を廃したもの
		4	両上肢のおや指及びびひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
		5	両上肢のおや指及びびひとさし指又は中指の用を全く廃したもの
		6	両下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

2	4	1	一上肢のすべての指を基部から欠き、有効長が0のもの
		2	一上肢の用を全く廃したもの
		3	一上肢のすべての指の用を全く廃したもの
		4	両下肢の10趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		5	一下肢の用を全く廃したもの
		6	一下肢を足関節以上で欠くもの
		7	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3	5	1	両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
		2	一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
		3	両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のもの
		4	両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの
	6	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
		2	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
		3	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
		4	一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		5	一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		6	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が0のもの
		7	一上肢の5指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指を近位指節間関節（おや指にあつては指節間関節）以上で欠くもの
		8	一上肢のすべての指の用を廃したもの
		9	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が0のもの

3	級	7	1	両耳の平均純音聴力レベル値が 70 デシベル以上のもの
			2	両耳の平均純音聴力レベル値が 50 デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が 50% 以下のもの
			3	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
			4	一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの、又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の 3 指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
			5	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4 指の用を廃したもの
			6	一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
			7	両下肢の 10 趾の用を廃したもの
			8	身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
			9	精神又は神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
3	障害手当金	8	1	一眼の視力が 0.02 以下に減じたもの
			2	脊柱の機能に障害を残すもの
			3	一上肢の 3 大関節のうち、1 関節の用を廃したもの
			4	一下肢の 3 大関節のうち、1 関節の用を廃したもの
			5	一下肢が 5 センチメートル以上短縮したもの
			6	一上肢に偽関節を残すもの
			7	一下肢に偽関節を残すもの
			8	一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の 1 指を近位指節間関節以上で欠くもの
			9	一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したもの
			10	おや指又はひとさし指を併せ一上肢の 3 指以上の用を廃したもの
			11	一下肢の 5 趾を中足趾節関節以上で欠くもの
			12	精神又は神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
3	級	9	1	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの
			2	一眼の視力が 0.06 以下に減じたもの
			3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
			4	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの又は両眼の視野が 10 度以内のもの

3	障害手当金	9	5	一耳の平均純音聴力レベル値が 90 デシベル以上のもの			
			6	そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの			
			7	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの			
			8	一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの			
			9	一上肢のおや指の用を全く廃したもの			
			10	ひとさし指を併せ一上肢の 2 指を近位指節間関節以上で欠くもの			
			11	おや指及びひとさし指以外の一上肢の 3 指を近位指節間関節以上で欠くもの			
			12	一上肢のおや指を併せ 2 指の用を廃したもの			
			13	一下肢の第 1 趾を併せ 2 以上の趾を中足趾節関節以上で欠くもの			
			14	一下肢の 5 趾の用を廃したもの			
			級	(治らな いもの の)	10	1	一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
						2	両眼の調整機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
						3	一耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上のもの
						4	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
	5	一上肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障害を残すもの					
	6	一下肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障害を残すもの					
	7	一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの					
	8	長管状骨に著しい転位変形を残すもの					
	9	一上肢のひとさし指を近位指節間関節以上で欠くもの					
	10	おや指及びひとさし指以外の一上肢の 2 指を近位指節間関節以上で欠くもの					
	11	一上肢のおや指の用を廃したもの					
	12	ひとさし指を併せ一上肢の 2 指の用を廃したもの					
	13	おや指及びひとさし指以外の一上肢の 3 指の用を廃したもの					
	14	一下肢の第 1 趾又は他の 4 趾を中足趾節関節以上で欠くもの					
			15	身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの			

11 号	1	両眼の調節機能又は運動機能に著しい障害を残すもの
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4	一耳の平均純音聴力レベル値が70デシベル以上のもの
	5	一上肢のなか指又はくすり指を近位指節間関節以上で欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の用を廃したもの
	7	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指の用を廃したもの
	8	第1趾を併せ一下肢の2趾以上の用を廃したもの
12 号	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの
	2	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一上肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	4	一下肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	5	長管状骨に奇形を残すもの
	6	一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
	7	一下肢の第1趾又は他の4趾の用を廃したもの
	8	一下肢の第2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	9	第2趾を併せ一下肢の2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	10	一下肢の第3趾以下の3趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	11	局部に頑固な神経症状を残すもの
13 号	1	一眼の視力が0.6以下に減じたもの
	2	一眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの
	4	一上肢の小指を近位指節間関節以上で欠くもの
	5	一上肢のおや指の指骨の一部を欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の指骨の一部を欠くもの
	7	一上肢のひとさし指の遠位指節間関節の屈伸が不能になったもの
	8	一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
	9	一下肢の第3趾以下の1又は2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	10	一下肢の第2趾の用を廃したもの
	11	第2趾を併せ一下肢の2趾の用を廃したもの
	12	一下肢の第3趾以下の3趾の用を廃したもの